

<入札・契約制度運用の一部見直しについて>

本市では、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのシワ寄せ、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、予定価格が3,000万円を超える建設工事案件に「低入札価格調査制度」を適用して運用しておりますが、ダンピング受注等をより一層防止するため、「低入札調査基準価格」の下に設定している「失格基準価格」の運用を一部見直し、平成19年9月以降発注する案件より適用いたします。

○ 見直しの内容

現行の「失格基準価格」の「2次判定時の率」を、下記のとおり5%引き上げ運用いたします。

【現 行】

(失格基準価格)

二次判定

一次判定の結果、最低価格が失格値以上の場合には二次判定を実施することとし、次の二項目の数値的判断基準を一つでも満たさなければ、当該最低価格入札者を失格とし、両項目とも満たしていれば、第7条に定める調査書類の提出を求め低入札価格調査を実施する。

- ① 当該最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の直接工事費が、市の設計における直接工事費の70%以上であること。
- ② 当該最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費の総額）が、市の設計における諸経費の45%以上であること。

【改正後】

(失格基準価格)

二次判定

一次判定の結果、最低価格が失格値以上の場合には二次判定を実施することとし、次の二項目の数値的判断基準を一つでも満たさなければ、当該最低価格入札者を失格とし、両項目とも満たしていれば、第7条に定める調査書類の提出を求め低入札価格調査を実施する。

- ① 当該最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の直接工事費が、市の設計における直接工事費の75%以上であること。
- ② 当該最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費の総額）が、市の設計における諸経費の50%以上であること。

○ 適用時期

平成19年 9月 1日以降、発注する建設工事に適用いたします。